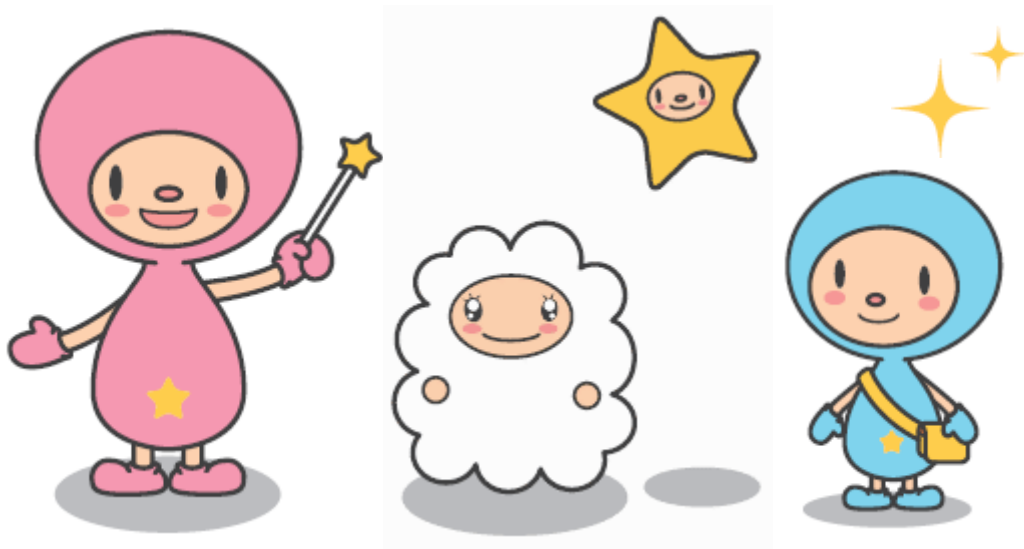


令和6年度 保育のご案内



日高市役所（日高市福祉事務所）
子育て応援課 保育担当
＜市役所 1階⑦番窓口＞
電話 042-989-2111（代表）

もくじ

《1》 保育所（園）・認定こども園[保育枠] ・地域型保育事業について	P1
《2》 保育の認定について	P1
《3》 入所申込から入所まで（年度途中入所の場合）	P2
《4》 慣らし保育について	P3
《5》 入所申込に必要な書類	P4
《6》 市内保育施設等一覧	P6
《7》 申し込む前に・・・	P7
《8》 保育料について	P7
○その他の子育て支援	P10～14

《1》保育所（園）・認定こども園[保育枠]・地域型保育事業について

保育所（園）とは、国の定めた設備と運営の基準を満たした施設で、保育所保育指針に基づき保育をする施設です。認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持っている施設です。地域型保育事業とは、乳幼児（0～2歳）を対象として預かる施設で、年少児には別の保育施設に移行していただくことになります。

これらの施設を希望される場合は、日高市への申請が必要となります。

《2》保育の認定について

《保育の必要性の認定について》

子育て支援施設（幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育施設など）で保育を希望する場合、市に申請し、次の3つの区分の認定を受ける必要があります。

＜3つの認定区分＞

満3歳以上	1号	教育標準時間認定	幼稚園等での教育を希望
	2号	保育認定（標準・短時間）	「保育の必要な事由（P4参照）」に該当し、保育所等での保育を希望
満3歳未満	3号	保育認定（標準・短時間）	

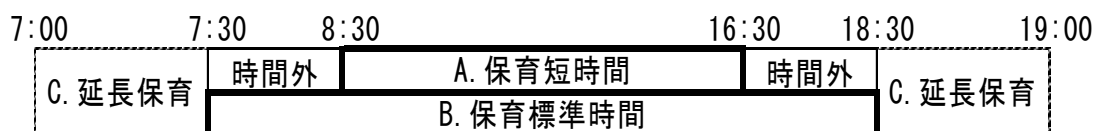
《保育の必要量の区分について》

保育認定（2・3号）の場合、さらに保育の必要量で標準時間・短時間に区分されます。

A.保育短時間.....1日あたり最長で8時間の保育

B.保育標準時間...1日あたり最長で11時間の保育

※ 施設により1日の中で標準時間・短時間とする時間帯が異なります。また、必ず最長の時間が利用できるわけではなく、保育が必要と認められた範囲内での利用となります。実際の保育時間については、施設とご相談ください。



A.短時間の方は、Aの時間を超えて利用する場合、別途延長保育料が発生します。また、どなたもCの時間帯は延長保育料が発生します。詳しくは施設にお問い合わせください。

3～5歳児の保育料が無償化されておりますが、延長保育料は対象外です。

※保育の必要量の区分は市が交付する「子どものための教育・保育給付 支給認定証」に記載しています。申請時と状況が変わった場合（就労時間の変更等）は、区分が変わることがありますので、速やかに届出をしてください。

《3》入所申込から入所まで（年度途中入所の場合）

- **入所申込** …日高市役所子育て応援課窓口で随時受け付けます。
〔受付時間：月～金曜日 8:30 から 17:15（火曜日は 19:00 まで）〕
- **申請締切** …入所希望月の前月10日までです。※土・日・祝日を除く
締切日を過ぎた場合は、翌月分の受け付けとなります。
（年度途中の申請締切日一覧をご参照ください。）
- **入所審査** …締切日翌日から保育所（園）の状況、申請者数、保育の必要性、面接結果
等を総合的に審査し、入所を決定します（申請順ではありません）。
- **面接** …保育所（園）にて、お子さま同伴で面接を受けていただきます（児童の健康
状況等をうかがいます）。※なるべく早めに面接を済ませてください。
- **通知の発送** …入所承諾（入所保留）通知と支給認定証を発送します。
支給認定証は大切に保管してください。
- ※ **入所の場合** …保育所（園）に連絡し、入所の準備をしてください。
- ※ **保留の場合** …定員に空きがない等の理由で、入所できず保留（待機）となる場合があり
ます。その場合、翌月以降の入所審査にて再審査します。欠員等が生じ、
入所選考できる状態になりましたら保護者へご連絡します。（年度内のみ）
また、入所保留中に申請書記載事項に変更が生じた場合は、必ず申し出て
ください。

●年度途中（令和6年5月以降）の申請締切日一覧

利用開始月	申請締切日
令和6年5月	令和6年4月10日（水）
令和6年6月	令和6年5月10日（金）
令和6年7月	令和6年6月10日（月）
令和6年8月	令和6年7月10日（水）
令和6年9月	令和6年8月9日（金）
令和6年10月	令和6年9月10日（火）
令和6年11月	令和6年10月10日（木）
令和6年12月	令和6年11月8日（金）
令和7年1月	令和6年12月10日（火）
令和7年2月	令和7年1月10日（金）

※3月の入所選考はありません。



●令和6年度のクラス年齢表

クラス	生年月日
0歳児	令和5年4月2日以降
1歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
2歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
3歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
4歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日
5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日



※令和6年4月1日時点の年齢でクラス年齢は決まります。

●注意事項

- ・入所を希望する児童に発達の違いや心身等に障がいがある場合、アレルギーなどがある場合は、施設見学時に児童の様子を相談するなど、申し込み前に施設で受け入れができるかの確認をしてください。
- ・日高市民の方が、日高市外の保育施設を希望する場合の受付は、日高市を經由して行います。市区町村によって、申込締切日や必要書類等が異なりますので、ご自身で締切日を確認の上、早めの申込みをお願いします。
- ・日高市以外に居住されている方（日高市内在勤等）で日高市内の保育施設に入所希望の場合は、居住されている市区町村へ申込みしてください。
- ・入所結果通知前に入所の可否についてお答えすることはできません。
- ・出産前の児童（胎児）を出産予定で申込みすることはできません。
- ・求職中のため求職活動申告書を提出された場合、入所後は速やかに就労のうえ、就労開始証明書を提出してください。入所月の翌々月の20日までに就労開始証明書が提出できなかった場合は退所となります。
- ・証明書の内容確認のため、勤務先等に連絡させていただく場合があります。
- ・提出した書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届等を提出してください。

《4》慣らし保育について

各保育所（園）では、新入児で集団生活が初めての場合、児童の負担軽減および適応等を目的として、通常の保育時間よりも短い時間での迎えをお願いする「慣らし保育」を実施しています。安全で安心な保育ができるよう、ご理解とご協力をお願いします。

育児休業からの復帰の方は、余裕を持って職場に戻ることができるよう調整されることをお勧めします。入所できるのは「復帰日の7日前の日の属する月の1日からです。」

また、入所後に就労希望の方は、慣らし保育終了後から就労できるよう調整をお願いします。なお、慣らし保育の期間は、児童の様子などにより異なる場合があります。各保育所（園）に事前にご確認ください。

《5》入所申込に必要な書類

入所申込書は児童1人につき、1部必要です。

(複数の児童を申請する場合、③の書類は一組原本、あとはコピーでの提出が可能です。)

- ① 子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等入所申込書
- ② 申込内容確認書
- ③ 各種証明書(次のうちいずれかを提出してください)

保育の必要な事由	添付書類
(1) 就労 (月64時間以上の就労を常態と している場合)	「就労証明書」 ※3か月以内に作成のもの (自営業の場合は、確定申告書の写しなど、客観的に その生業をしているとわかる書類も添付すること)
(2) 妊娠・出産 (出産予定日の6週前の属する月の初日 から出産後8週間の属する月の末日の間)	「母子健康手帳(表紙、分娩予定日記載部分)」 の写し
(3) 疾病・障がい (保護者が病気・負傷・心身に障がい がある場合)	「医師の診断書」(期間の証明があるもの)、 「身体障がい者手帳等」の写し
(4) 介護・看護等 (同居または長期入院中の親族を介護 ・看護している場合)	「医師の診断書」(期間の証明があるもの)、 「介護が必要であると分かるもの」の写し
(5) 災害復旧 (震災・風水害・火災等の災害の復旧に あたる場合)	「り災証明書」の写し等
(6) 求職活動 (求職活動を継続的にしている場合 [起業準備も含む]) ※認定期間は3か月間	「求職活動申告書」、 「ハローワークカードまたは求人サイト登録画面 等」の写し ※就労開始後に就労開始証明書を提出してください。
(7) 就学 (就学している場合〔職業訓練校における 職業訓練含む〕)	「在学証明書または学生証」の写し (保育の必要量を把握するため、授業の時間割表も 添付すること)
(8) 虐待・DVのおそれ	
(9) 育児休業中の既入所児童 (育児該当児童の育児取得中に、既入所児 童の継続が必要と認められる場合に、育児 該当児童の満1歳に達する日が属する年度 の末日までの期間〔父母同時の育児休業取 得の場合はご相談ください〕)	「就労証明書」 ※3か月以内に作成のもの (育児休業期間〔職場復帰日〕の記載があるもの) ※職場復帰後に復職証明書を提出してください。

《参考》

保育所（園）入所決定基準指数表

下の基準を参考に面接の結果等を踏まえ、入所の可否および入所保育所を決定します。

入所基準		適用基準		父	母	
1	家庭外労働	週5日以上又は月20日以上		1日7.5時間以上の就労を常態としている	10	10
		〃		1日6時間以上 〃	9	9
		〃		1日4時間以上 〃	8	8
		週4日以上又は月16日以上		1日7.5時間以上の就労を常態としている	9	9
		〃		1日6時間以上 〃	8	8
		〃		1日4時間以上 〃	7	7
		上記以外で月64時間以上の就労を常態としている			6	6
		就労先内定者（勤務時間の記載があるものについては上記に準じる）			5	5
2	家庭内労働	自営業	本人（主たる従事者）		9	9
			家族（協力者）	1日8時間以上	6	6
			（協力者）	1日4時間～8時間未満	4	4
	内職	収入の目安： 埼玉県最低賃金×64H程度	参考）1日8時間以上	5	5	
参考）1日4～8時間未満			3	3		
3	出産	産前6週間 産後8週間		10	10	
4	疾病等	精神もしくは身体障がい者手帳等の所持または医師診断書で同程度と判断できるもの		1. 2級	10	10
				3級	8	8
				4級以下	5	5
5	病人等の看護等	入院付添	おおむね1か月以上の親族の入院付き添いにあたっているもの		10	10
		家庭内看護	障がい者・要介護者の通園、通院、通学にあたっているもの		9	9
			その他同居家族の長期居宅療養等介護にあたっているもの		5	5
		介護	介護保険制度の要介護認定を受けているものの介護にあたっているもの	要介護4以上	10	10
要介護2以上	8			8		
その他	5			5		
6	災害	震災・風水害・火災・その他の災害復旧		10	10	
7	その他	保育料の滞納状況（2月以上の滞納）は減点項目です。継続して入所する場合（転園も含む）や、新たにきょうだいを入所させる場合にそれぞれが入所できない扱いとなる場合があります。				

※その他考慮する事項例

- ・ひとり親・祖父母、同居人の状況・きょうだいの状況・多子世帯等

《6》市内保育施設等一覧

◇保育所（園）◇

保育所（園）名 〔受入対象児童年齢〕	定員		所在地 電話番号	（平日）	（土曜日）	
				開所時間（最長）※1 （保育短時間） （保育標準時間）	開所時間（最長）※1 （保育短時間） （保育標準時間）	
公立 高麗川保育所 （1歳児から5歳児）※2	100人	0歳	-人	原宿69-2 042-989-1925	7:30 ~ 18:30 (8:30 ~ 16:30) (7:30 ~ 18:30)	7:30 ~ 13:00 (8:30 ~ 13:00) (7:30 ~ 13:00)
		1・2歳	20人			
		3~5歳	80人			
高麗保育所 （1歳児から5歳児）※2	90人	0歳	-人	梅原5-2 042-989-1579	7:30 ~ 18:30 (8:30 ~ 16:30) (7:30 ~ 18:30)	7:30 ~ 13:00 (8:30 ~ 13:00) (7:30 ~ 13:00)
		1・2歳	22人			
		3~5歳	68人			
高根保育所 （満6か月児から5歳児）	120人	0歳	6人	下鹿山490-1 042-985-0564	7:30 ~ 18:30 (8:30 ~ 16:30) (7:30 ~ 18:30)	7:30 ~ 13:00 (8:30 ~ 13:00) (7:30 ~ 13:00)
		1・2歳	33人			
		3~5歳	81人			
私立 高萩保育園 （満6か月児から5歳児）	120人	0歳	6人	高萩1136-2 042-989-2042	7:30 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) (7:30 ~ 18:30)	7:30 ~ 13:30 (8:30 ~ 13:30) (7:30 ~ 13:30)
		1・2歳	24人			
		3~5歳	90人			
開栄保育園 （満2か月児から5歳児）	90人	0歳	9人	旭ヶ丘720-4 042-985-7806	7:30 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) (7:30 ~ 18:30)	7:30 ~ 16:30 (8:30 ~ 16:30) (7:30 ~ 16:30)
		1・2歳	26人			
		3~5歳	55人			
あさひ保育園 （満2か月児から5歳児）	120人	0歳	8人	森戸新田99-4 042-985-0553	7:30 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) (7:30 ~ 18:30)	7:30 ~ 17:30 (8:30 ~ 16:30) (7:30 ~ 17:30)
		1・2歳	42人			
		3~5歳	70人			
こしょう 光進保育園 （満3か月児から5歳児）	60人	0歳	6人	中鹿山359 042-986-0680	7:30 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) (7:30 ~ 18:30)	7:30 ~ 16:30 (8:30 ~ 16:30) (7:30 ~ 16:30)
		1・2歳	21人			
		3~5歳	33人			
日高どろんこ保育園 （生後57日から5歳児）	90人	0歳	6人	旭ヶ丘211-3 042-984-1370	7:00 ~ 20:00 (8:30 ~ 16:30) (7:00 ~ 18:00)	7:00 ~ 20:00 (8:30 ~ 16:30) (7:00 ~ 18:00)
		1・2歳	21人			
		3~5歳	63人			

◇認定こども園（保育枠）◇

(保育認定) 〔受入対象児童年齢〕	定員		所在地 電話番号	（平日）	（土曜日）	
				開所時間（最長）※1 （保育短時間） （保育標準時間）	開所時間（最長）※1 （保育短時間） （保育標準時間）	
フレンド認定こども園 （満6か月児から5歳児）	66人	0歳	6人	台589-9 042-982-2293	7:30 ~ 18:30 (8:30 ~ 16:30) (7:30 ~ 18:30)	7:30 ~ 16:30 (8:30 ~ 16:30) (7:30 ~ 16:30)
		1・2歳	24人			
		3~5歳	36人			
日高ふじみだい認定こども園 （満4か月児から5歳児）	106人	0歳	8人	新堀150-3 042-989-8778	7:30 ~ 18:30 (8:30 ~ 16:30) (7:30 ~ 18:30)	7:30 ~ 16:30 (8:30 ~ 16:30) (7:30 ~ 16:30)
		1・2歳	38人			
		3~5歳	60人			

★教育認定（幼稚園枠）のお申し込みについては、直接、園にお問い合わせください。

※1 延長保育を含む最長の開所時間となります。標準時間の11時間、短時間の8時間を超えての利用は別途、延長保育料がかかります。また、土曜日の保育は利用にあたり条件が必要な場合があります。申込前に各保育所（園）にご確認ください。

※2 令和6年4月1日現在、満1歳の児童が対象となります。年度途中で満1歳に到達しても今年度は入所対象になりません。0歳児の入所児童は満月齢の翌月から対象となります。

○地域型保育事業（0, 1, 2歳対象）

地域型保育事業施設 〔受入対象児童年齢〕	定員	所在地 電話番号	（平日） 開所時間（最長）	（土曜日） 開所時間（最長）
■事業所内保育				
武蔵台わんぱく保育園 （満6か月児から2歳児）	7人	0歳 2人 1-2歳 5人	武蔵台一丁目26-9 042-982-4800	8:00 ~ 19:00
■小規模保育				
キッズあさひ （満2か月児から2歳児）	19人	0歳 3人 1-2歳 16人	森戸新田99-11 042-985-0553	7:30 ~ 19:00
■家庭的保育				
ひまわりのおうち （満4か月児から2歳児）	5人	0~2歳 あわせて5人	鹿山240-15 042-978-9620	8:00 ~ 18:00

- ※ 武蔵台わんぱく保育園は、武蔵台病院内の保育施設（建物は別棟）で、一般の方も地域枠に入園することができます。
- ※ 祝日・年末年始の保育は行なっておりません。また、土曜保育については施設によって異なりますので、ご確認ください。
- ※ 標準・短時間の保育時間および延長保育については、各施設にお問い合わせください。

《7》申し込む前に・・・

選考途中に辞退される方、通い始めてからすぐに転園希望を出される方が増えています。施設見学や園庭開放などを利用し、希望の施設についてよく確認しましょう。施設見学には予約が必要な場合がありますので、希望の施設に直接確認してください。

<見学の際に確認しておきましょう>

- Q 保育料以外にお金ってかかるの？
- Q 給食が出ない日があるの？
- Q 預かってくれる時間は年齢によって違うの？
- Q 発達や発育の心配があるけど対応してくれるの？
- Q 延長保育は予約制なの？
- Q 慣らし保育はどのくらいかかるの？ などなど

※ 申請書類の書き方など保育所全般のことは保育担当までお問い合わせください。

《8》保育料について（対象：3歳児クラス未満）

- ・ 保育料は、世帯の市民税の所得割額（次の①～⑥の控除前の金額となります。①配当控除 ②外国税額控除 ③配当割額控除 ④株式等譲渡所得割額控除 ⑤寄附金税額控除 ⑥住宅借入金等特別控除）を基に決定します。4月から8月までは前年度、9月から翌年3月までは当該年度の市民税所得割額により決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の住民税所得割額 （前々年の所得に応じ課税）					当該年度の住民税所得割額 （前年の所得に応じ課税）						

- ・ 保育料の決定通知は4月中旬及び9月中旬までにお送りします。
- ・ 保育料は、登所(園)日数にかかわらず、月の保育料がかかります(日割り計算は行いません)。
- ・ 保育料は、毎月1日の在籍状況により納めていただきます。退所される場合は当月20日まで(閉庁日の場合は、その前の開庁日まで)に退所届を提出してください。提出がない場合、利用日数が0日であっても保育料を納めていただきます。
- ・ 保護者の死亡、離婚、再婚、転居等により、保育料が変更になる場合があります。世帯の状況に変更が生じた場合は、認定変更申請書兼変更届を提出してください。
- ・ 祖父母などの同居人がいる場合、別世帯であっても同建物、同敷地内に居住の場合は同居とみなす場合があります。
- ・ 同居の祖父母が家計の主宰者とみなされる場合は、市民税所得割額を合算し算定されます。
- ・ 地域型保育施設および認定こども園の保育料は施設にお支払いください。

保育料算定の軽減措置に該当するケース(2号・3号)

【多子軽減】 ※埼玉県の多子世帯保育料軽減事業の状況により廃止となる可能性があります。

- ・ 小学校就学前の範囲で最年長の子から2人目は、保育料が半額になります。
- ・ 第3子以降の子は、他の子が小学校就学前の範囲にない年齢でも保育料が無料になります。
- ・ 世帯の市民税の所得割額が、57,700円未満である場合、年齢制限を撤廃し、最年長の子から2人目は、保育料が半額になります。
- ・ 3a階層から3d階層までの階層に該当する世帯は、それぞれの階層区分に対応する金額から1,000円を減じて1/4を乗じた額になります。(10円未満切り捨て)
- ・ 4a階層、4b階層および4c階層(負担額算定基準額が77,101円未満である場合)に該当する世帯は、それぞれの階層区分に対応する金額に1/4を乗じた額になります。(10円未満切り捨て)

【要保護世帯軽減】(ひとり親世帯等に該当する世帯)

- ・ 3a階層から3d階層までの階層について、それぞれの階層区分に対応する金額から1,000円を引き、更に1/4の額(10円未満切り捨て)になります。(第2子以降は無料です)
- ・ 4a階層、4b階層並びに4c階層で負担額算定基準額が77,101円未満の場合、それぞれの階層区分に対応する金額に1/4を乗じた額(10円未満切り捨て)になります。(第2子以降は無料です)

副食費について(3歳児クラス以上)

- ・ 3歳児クラス以上は、給食費や延長保育料などの実費徴収分については保護者の負担となります。副食費は、公立保育所のお子さんは日高市へ、それ以外の保育施設のお子さんは各施設へお支払いください。
- ・ 以下のいずれかに該当する場合は副食費の徴収が免除となります。
 - ① 年収360万円未満の世帯
 - ② 同一世帯に小学校就学前の兄弟が2人以上いる場合
- ・ 副食費については、徴収免除に該当する方のみ副食費徴収免除通知を送付します。
- ・ 算定基準および算定期間については保育料と同じです。

令和6年度 保育料階層別区分表（2号・3号用）

日高市

階層区分	保育料を算定する場合の定義	保育標準時間の額 (月額)			保育短時間の額 (月額)		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
		円	円	円	円	円	円
1	被保護者又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）に規定する被保護者又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親）	0	0	0	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯（1階層を除き、政令に規定する「市町村民税を課されない者」の世帯）	0	0	0	0	0	0
3a	市町村民税課税世帯（1階層及び2階層を除き、政令に規定する「市町村民税の所得割の額を合算した額」が次の区分に該当する世帯）	8,000	0	0	7,800	0	0
3b	1円以上10,000円未満	11,000	0	0	10,800	0	0
3c	10,000円以上29,000円未満	13,000	0	0	12,700	0	0
3d	29,000円以上48,600円未満	15,000	0	0	14,700	0	0
4a	48,600円以上61,000円未満	17,000	0	0	16,700	0	0
4b	61,000円以上73,000円未満	20,000	0	0	19,600	0	0
4c	73,000円以上85,000円未満	24,000	0	0	23,500	0	0
4d	85,000円以上97,000円未満	28,000	0	0	27,500	0	0
5a	97,000円以上115,000円未満	32,000	0	0	31,400	0	0
5b	115,000円以上133,000円未満	36,000	0	0	35,300	0	0
5c	133,000円以上151,000円未満	40,000	0	0	39,300	0	0
5d	151,000円以上169,000円未満	44,000	0	0	43,200	0	0
6a	169,000円以上202,000円未満	47,000	0	0	46,200	0	0
6b	202,000円以上235,000円未満	50,000	0	0	49,100	0	0
6c	235,000円以上268,000円未満	53,000	0	0	52,000	0	0
6d	268,000円以上301,000円未満	56,000	0	0	55,000	0	0
7	301,000円以上397,000円未満	58,000	0	0	57,000	0	0
8	397,000円以上						

○その他の子育て支援

【1】一時的保育 ※令和5年9月現在の状況です。ご利用の際は事前に施設に確認してください。

緊急的な事由等により保護者がお子さまを保育できない場合に、保護者に代わり一時的（1か月を超えない範囲）に児童をお預かりします。※公立保育所は、おおむね1か月前より受付できます。

対 象 【日高市に住民登録がある方】

次の理由により児童を保育することができない場合

保護者の労働（農繁期、家業の手伝い等）

※ 定例的な労働、保育所入所までの「つなぎ」としての利用はできません。

緊 急 時（保護者の入通院、出産、冠婚葬祭等）

リフレッシュ（保護者の育児疲れ解消等）※月2日まで

実 施 施 設 公立保育所（高根保育所、高麗川保育所、高麗保育所）
日高ふじみだい認定こども園、日高どろんこ保育園

利用可能日時
【祝日、年末年始等
を除く】

	保育時間	月	火	水	木	金	土
公立保育所※1	8:30～16:30	○	○	○	○	○	×
日高ふじみだい認定こども園 ※1	8:30～16:30	○	○	○	○	○	×
日高どろんこ保育園	7:00～20:00	○	○	○	○	○	○

※1 早朝保育 7:30～、延長保育 ～18:30 までは要相談。

利 用 料 金

<保育料> 公立保育所	・・・ 日額(8H以内)	1,500円
	1時間	300円
リフレッシュ	日額(8H以内)	2,000円
	1時間	400円
日高ふじみだい認定こども園	1時間	600円
日高どろんこ保育園	1時間	1,000円
(追加料金) 19:00～19:30	30分	500円
19:31～	30分	1,000円

※給食費は別途かかります。詳細は各施設へお問い合わせください。

対 象 年 齢 小学校就学前の児童（乳児については実施施設により条件が異なります）

- 利用申込● 直接利用する施設へお申込みのうえ、児童の面接を受けてください。
- ※くわしくは、一時的保育のしおりをご覧ください。各実施施設へお問い合わせください。
- ※既に認可保育施設を利用中の人は、保育の二重措置となるため一時的保育はご利用できません。

【2】病後児保育 ※令和5年9月現在の状況です。ご利用の際は事前に施設に確認してください。

病後児保育事業とは：病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、一時的にその児童の預かりを行い、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的とする事業です。

利用可能日：月～土曜日（祝日、年末年始等を除く）

利用可能時間：8:00～18:00 までの間で保育することができない時間

利用期間：応相談

利用料金：1人1時間 800円

対象年齢：生後2か月～小学6年生 ※市外在住の方もご利用可能です。

実施保育園：日高どろんこ保育園（旭ヶ丘211-3 電話984-1370）

利用申込：直接施設へお申込みください。必要書類は園のホームページよりダウンロードできます。

※ご希望の日時に添えない場合もあります。あらかじめご了承ください。

【3】子育て総合支援センター・地域子育て支援センター

子育て総合支援センター「ぬくぬく」

「ぬくぬく」は触れ合いとぬくもりをコンセプトとした施設です。

親子の交流、遊び場の提供や子育てに関する相談、保育や子育てに関する必要な支援の案内、発達が気になるお子さんの育児相談を行います。

○施設利用案内○

利用対象者：主に就学前の児童とその保護者

開館時間：9:00～17:00（親子図書室、らくがき黒板、ガーデンスペース）

休館日：第1・3土曜日、祝日および年末年始（12月28日から1月4日まで）

地域子育て支援センター

地域子育て支援センターは、主に未就園児を対象とした子育て中の親子が気軽に集まり、楽しく遊び、情報交換ができる場所です。

また、子育てに関する知識・経験を有する支援員がいるので、子育てのことで不安な気持ち、心配なこと、わからないことがあれば、気軽に育児相談ができます。

詳しくは、各支援センターにご確認ください。


○施設利用案内○ 利用対象者（共通）：主に0歳から2歳（未就園児）の児童とその保護者


名称	地域子育て支援センター「ぬくぬく」
住所	日高市大字楡木201番地 総合福祉センター「高麗の郷」子育て総合支援センター「ぬくぬく」内 プレイルーム
電話番号	042-985-8020
開館時間	9:30～12:00、13:00～16:00

名 称	出張ひろば「おひさま」
住 所	日高市大字中鹿山 81 番地 1 高麗川南公民館内
開 室 日	月曜日、水曜日（祝日、年末年始等を除く）
開館時間	10:00～12:00、13:00～16:00

※出張ひろば「おひさま」の問い合わせは、子育て総合支援センターぬくぬく

（Tel 042-985-8020）までお願いします。

名 称	地域子育て支援センター「くるみ」	
住 所	日高市大字新堀 1 50 番地 3 学校法人 明学園 日高ふじみだい認定こども園内	
電話番号	042-984-3071	
開館時間	8:45～13:45	

名 称	地域子育て支援センター「ちきんえっぐ」	
住 所	日高市大字旭ヶ丘 2 1 1 番地 3 社会福祉法人 日高どろんこ保育園内	
電話番号	042-984-1370	
開館時間	9:30～16:30	

【4】子ども・子育て利用者支援事業

○どんな事業ですか？

日常にご利用していただけるように身近な場所で当事者目線に心掛けた相談支援を行います。

○どんな相談ができますか？

- ・引っ越ししてきたばかり。子どもと行ける遊び場を教えてください。
- ・保育園、幼稚園、認定こども園について知りたい。申し込みはどうすればいいの？
- ・冠婚葬祭や急な用事で子どもを一時的に預かってほしい。
- ・うちの子、なんだか落ち着きがなくて心配です。
- ・子育てにちょっと疲れてしまったな…。

など、子育て中のいろいろな不安・心配・相談事に応じます。

相談窓口

子育て総合支援センター「ぬくぬく」

電話による相談もお受けしています。電話 042-985-8020

お気軽にご相談ください。

相談日時

火曜日・水曜日・木曜日・金曜日（祝日、年末年始を除く）

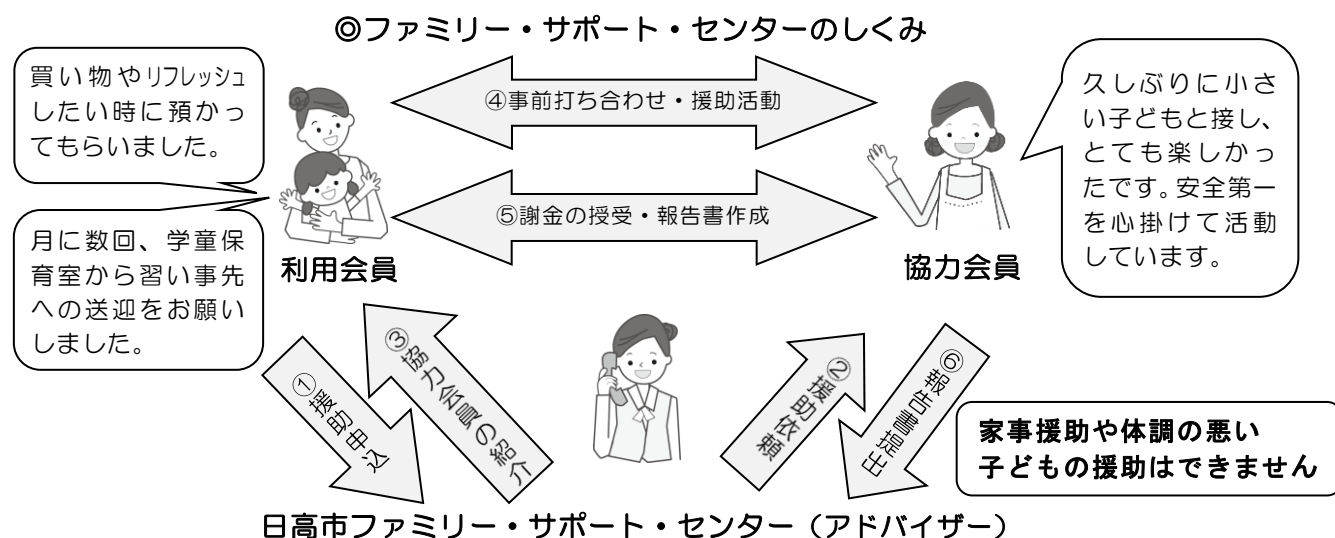
9:00 から 16:00 まで

【5】ファミリー・サポート・センター

子育ての手伝いをしてほしい方【利用会員】と子育てのお手伝いをしたい方【協力会員】が会員となり、地域で子育てを助け合う有償の援助活動です。

例えば・・・

- 保育所、学童保育室等や習い事先への送迎
- 保育所、学校等が休みの時の一時的な預かり
- 買い物やリフレッシュしたい時の預かり など



※利用会員と子ども、協力会員とで事前打ち合わせ後、援助活動を実施します。

※利用会員は援助をしていただいた協力会員に**利用料金**を支払います。

※ひとり親世帯、障がいのある児童の世帯、18歳未満の児童が3人以上いる世帯等の方は利用料金が半額となります。

利用料金	平日（土日祝日、年末年始を除く）	7:00～20:00	1時間 800円
	上記以外の時間		1時間 900円

お問合せ	ファミリー・サポート・センター【日高市社会福祉協議会事務局内】		
住所	日高市大字楡木201 総合福祉センター「高麗の郷」内		
電話番号	042-985-9100		
メール	famisapo@hidakashi-syakyo.or.jp		
受付時間	月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始等を除く） 9:00～17:00		

《産前・産後家庭サポート》

地域のサポーターが家事育児のお手伝いをします。

例えば・・・簡単な食事の支度、衣類の洗濯、居室の掃除等
もく浴介助、授乳、おむつ交換等

- 対象者 市内在住で母子健康手帳の交付を受けている妊婦さんがいるご家庭、1歳未満の子どもがいるご家庭で、自宅において手伝いが必要な方
- 使用時間 7:00～20:00の間で、1日2時間以内
- 利用料金 ファミリー・サポート・センターに同じ

○幼稚園

《1》幼稚園とは

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校(教育施設)です。教育時間は4時間を基本とし、幼稚園教育要領に基づき保育を行っています。園によっては、始業前、降園後、長期休業期間(夏休みなど)に児童をお預かりする「預かり保育」を行っています。

《2》市内幼稚園・認定こども園(幼稚園枠)一覧

子どものための教育・保育給付を受ける施設

幼稚園名 〔受入対象児童年齢〕	定員	住所	電話	ホームページ
フレンド認定こども園 (3歳児から5歳児)	114	台 589-9	042-982-2293	http://www.friend-hidaka.net
日高ふじみだい認定こども園 (満3歳児から5歳児)	126	新堀 150-3	042-989-8778	http://www.hidakafujimidai.ed.jp

子どものための教育・保育給付を受けない施設(新制度に移行していない施設)

幼稚園名 〔受入対象児童年齢〕	定員	住所	電話	ホームページ
さやまが丘幼稚園 (3歳児から5歳児)	160	下鹿山 523	042-989-4681	http://www.sayamagaoka-ked.jp
たかはぎ幼稚園 (満3歳児から5歳児)	380	高萩 2200	042-989-5196	http://www.takahagi-k.jp

《3》幼稚園入園手続きについて

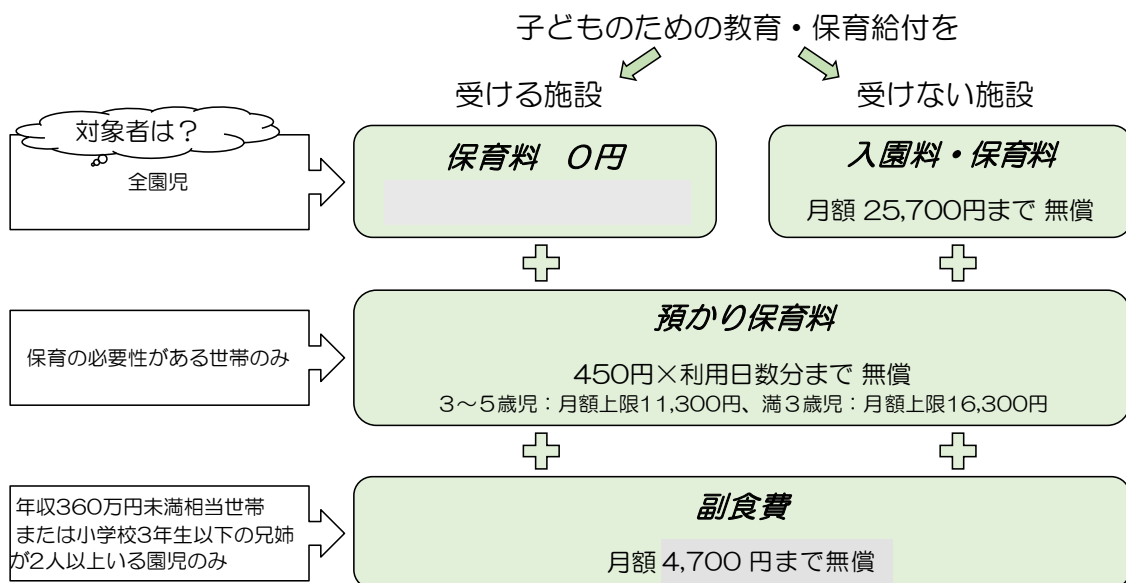
各幼稚園に直接お問い合わせください。

【4月入園の申込】例年、10月15日より願書配布、11月1日から受付(各園にて)

《4》幼稚園の「預かり保育」について

幼稚園の利用に加え、「預かり保育」を希望の場合、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。「保育の必要性の認定」要件については、就労等の要件(P.3認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、詳しくは保育担当までお問い合わせください。

基本的に通われている幼稚園を経由しての申請となります。



※通園費、給食費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担です。

